

特殊関税制度について

1. 特 殊 関 税 と は

法律や条約によって通常課されている関税に加えて、二国間貿易において何らかの特別な事情が生じた場合に機動的に対処するため、法律で定める一定の条件の範囲内で政府が賦課し得る関税を特殊関税と呼ぶ。

現在、我が国の主要な特殊関税制度としては

相殺関税制度

不当廉売関税制度

緊急関税制度

がある。前二者は、輸出国による補助金交付あるいは不当廉売という貿易秩序を乱す行為により、我が国の産業が損害を被ることを防止するために課される割増関税である。また、緊急関税は、予想されなかった事情の変化により輸入が急増し、我が国の産業が損害を被る場合に課される割増関税である。（各制度の概要については、参考1を参照）

相殺関税制度、不当廉売関税制度については東京ラウンド交渉において「関税及び貿易に関する一般協定第6条、第16条及び第23条の解釈及び適用に関する協定（補助金・相殺措置協定）」「関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定（ダンピング防止協定）」が作成されたことに伴い、相殺関税、不当廉売関税に関し、法律・政令の改正が行われ、発動要件、調査開始から賦課決定に至るまでの手続等につき規定整備が行われた。

また、緊急関税制度についても、ガット及び関税定率法に規定がおかれている。なお、現在ガットにおいて緊急関税等のセーフガードに関し、発動要件等につき包括的な了解に達すべく交渉が行われている。

以下、相殺関税制度を例にとりて、賦課申請から賦課決定に至るまでの国内手続規定について概観したい。

2. 国 内 手 続 規 定

利害関係人からの相殺関税賦課申請

相殺関税の賦課を求める者は、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を添えて、大蔵大臣に申請書を提出する必要がある。（実際の窓口は大蔵省関税局企画課）なお、申請者は本邦の産業に利害関係を有するものであり、申請書には、政令に要求されている必要事項（貨物、輸出国の特定や、輸入と損害との因果関係について等）を記載することが必要である。

調査の開始

政府は、以上の申請があった場合その他補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無について調査を行うことになる。

調査開始は大蔵大臣の告示によることになっており、調査される貨物の輸出者、輸入者及び申請者にその旨通知される。

(参考1) 我が国の特殊関税制度の概要

区 分	相殺関税	不当廉売関税	緊急関税
根拠規定	定率法第8条	定率法第9条	定率法第9条の2第1項
創設の時期	明39.3	大9.7	昭36.3
制度の概要	補助金付き輸入貨物に対し、国内産業を保護するために課する割増関税	不当廉売された輸入貨物に対し、国内産業を保護するために課する割増関税	輸入が急増した特定貨物に対し、国内産業を保護するために課する割増関税
発動要件	(1) 当該貨物が、外国において生産又は輸出について補助金（奨励金を含む。）を受けていること。 (2) 当該貨物の輸入が我が国の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国産業の確立を妨げると認められること。 (3) 我が国産業を保護する必要があると認められること。	(1) 当該貨物に不当廉売の事実があること。 (2) 同左 (3) 同左	(1) 予想されなかつた事情の変化により当該貨物の輸入増加があること。 (2) 当該輸入が我が国の競合産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがあること。 (3) 国民経済上緊急に必要があると認められること。
課することが できる割増関 税又は取り得 る措置	補助金（奨励金を含む。）と同額以下の割増関税	「（正常価格）－（不当廉売価格）」と同額以下の割増関税	(1) 「（同種・類似貨物の国内適正卸売価格）－（輸入貨物の課税価格）－（通常の関税率による税額）」と同額以下の割増関税 (2) 譲許税率の撤回又は修正

調査期間

調査期間は、原則として調査を開始する日から1年以内とされている。これは、調査を厳正かつ公正に行う必要がある一方、逆に調査が遅延すれば関係者の大きな負担となる他、商取引の不安定な状態を長引かせることにもなることから、調査の迅速性を要求したもので、国際的にも合理的な期間として1年とされている。

証拠の提出・閲覧

調査が開始されると、貨物の輸出者、輸入者、その他調査に関し利害関係を有する者は、大蔵大臣に対して証拠を提出することができ、逆に申請書も含めて、提出された証拠を閲覧することもできる。但し、証拠の中には、個々の企業の収益状況や取引相手先、価格等、第三者に知られると著しくその企業や関係者に不利となる項目もあるので、これらについては、証拠提出時に秘密として取り扱ってほしい旨とその理由を記載した書面を提出することにより、閲覧の対象から除外できる。但し、大蔵大臣から要請があれば、閲覧用として秘密の部分の要約を提出する必要がある。また、閲覧を行うには、閲覧したい標目と調査に利害関係を有する事情を記載した書面を、大蔵大臣に提出する必要がある。

以上のように、利害関係者は、相互に相手の主張を知ることができ、それに対する反証も準備できることになっている。

損害認定基準

こうして政府は、双方から提出された証拠及び職権によって収集した証拠により、最終的に相殺関税と賦課するかどうかを決定するが、参考1にもあるように賦課する場合には発動要件が充足する必要がある。このうち、特に判断がむずかしいのは、実質的な損害の有無と言えようが、ガットの補助金・相殺措置協定第6条には、それぞれの国の判断が恣意に流れないように、検討すべき項目を列挙している。

これによれば、損害の決定（因果関係の証明も含まれる）は、○補助金の交付を受けた産品の輸入量、○輸入が国内

産品の価格に及ぼす影響、及び。その結果として輸入が国内生産者に及ぼす影響、についての客観的な検討が必要であるとの前提を示した上で、。については、輸入の絶対量で増加しているか、及び、生産若しくは消費と比較した相対量で増加しているかを考慮し、。については、輸入価格が国内価格を相当に下回るものであるか、または、輸入によって国内価格が相当に抑えられているか若しくは輸入が無ければ生じていたと思われる価格の上昇が相当に妨げられているかを考慮すべきである、と規定している。。については、考慮に入れるべき国内産業の状態に関係を有する要因や指標として、生産高、販売、市場占拠率、利潤、生産性、投資収益、操業度、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力、投資等の項目を挙げている。また、他の要因が国内産業に損害を与えている場合には、この損害を補助金を受けた産品の輸入に帰してはならないという注意規定もある。

政府は、以上のような客観的な指標から損害の決定をする必要がある。なお、これらの指標は、利害関係人が証拠を提出する場合の目安になると思われる。

暫定措置

以上の要件が整った時に、政府は最終的に相殺関税の賦課を決定するが、調査期間中に損害が発生することを防止するため、調査の完了前においても暫定措置（４ヵ月以内の補助金相当額の担保の提供を命ずる）を採ることができる。

暫定措置の要件は、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実があると認められ、かつ十分な証拠により当該輸入の本邦産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められる、こととなっている。

暫定措置が採られた後に、最終的に相殺関税の賦課が決定されることになれば、その措置が追認され、相殺関税が遡及して課され得ることとなる。ガット協定をうけて、損害の重大さや輸出国側の帰責事由の違い等によって遡及適用の取扱いが異っている。

調査結果

相殺関税を賦課したり、暫定措置による担保の提供を命じたりするのは、政令（いわゆる発動政令）によることになる。租税法定主義と、補助金の交付を受けた貨物の輸入による損害発生という特別の事情に対処する必要性との、バランスを採るために、法律は補助金の範囲内という限定付きで政令に委任している訳であるが、さらに公正さを担保するために、関税率審議会への諮問が義務付けられている。

発動政令では、貨物及び当該貨物の輸出者又は輸出国を指定し、具体的な相殺関税賦課の形態や税率が示される。また、相殺関税を賦課する場合、利害関係人に対し、調査により判明した事実及びこれにより得られた結論等を通知する。調査の結果、相殺関税を賦課しないことに決定された場合にも、調査により判明した事実及びこれにより得られた結論等を告示し、利害関係人に通知することとされている。

約 束

以上のように、調査結果に基づいて最終的判断が下されるのが基本的パターンであるが、相殺関税を賦課せずに解決される方法として、約束の規定もおかれている。これは輸出国政府が問題とされている補助金を撤廃、若しくは削減し、又は損害を受けている産業に及ぼす影響を除去するための適当と

認められる措置を採る旨の約束（例えば、輸出数量や価格の調整等）を行った場合には、政府はこの約束を受諾し、調査をとりやめることができるというものである。また、輸出者が補助金の影響が除去される程度に価格を引き上げる旨の約束をした場合にも、輸出国政府の同意があることを条件として、政府は約束を受諾し、調査を取りやめることができる。但し、いずれの場合にも、輸出国が希望すれば、調査を完結する必要がある、この調査の結果、国内産業に実質的な損害が発生していると認定されるか、損害が無いことが約束のため

であると認定されれば、約束は消滅しないが、約束の有無とは無関係に損害が無いことが認定されれば、前述の約束は消滅することになる。これら約束に関する政府の決定は、利害関係人に通知されるとともに官報に告示される。

以上が相殺関税に関する手続の概要であるが、調査、約束について、大蔵大臣、産業所管大臣及び通商産業大臣は、常に緊密な連絡を保つとともに、重要事項について協議することとされている。

(注) 不当廉売関税についての手続も、以上に述べた相殺関税の規定とほぼ同じであるが、ダンピングの有無を判断する場合に基準となる正常価格についての規定(原則は、輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格であり、この価格が無い場合やこの価格を用いることが適当でない場合には、第三国への輸出価格や、通常の利潤及び一般経費の額を加えた価格を用いる)や、利害関係者間での対質についての規定等が定められている。

3. 特殊関税についての最近の動き

特殊関税の提訴・調査・発動については、従来から米・欧等諸外国では多数みられたが、我が国では最近まで皆無であった。しかし、57年以降、我が国においても、相殺関税や不当廉売関税の賦課申請をしようとする動きが表われてきた。

57年12月に日本紡績協会がパキスタン産綿糸に対して相殺関税、韓国産綿糸に対して不当廉売関税の賦課申請を行つたが、これが日本で初めての特殊関税の賦課申請であり、その後、パキスタン産綿糸については、国内規定やガット・コードに基づいて、日本で初めての調査も行われた。続いて、58年3月に、日本フェロアロイ協会が、ノルウエー、フランス、ブラジル産のフェロシリコン(製鋼用に脱酸剤として使用される合金鉄の一種)に対して賦課申請を行つた。

これらのケースに関して、簡単なタイムテーブルを示せば以下の通りである。

綿糸関係

(1) パキスタン産綿糸に対する相殺関税問題

○ 1982年12月27日

日本紡績協会からの相殺関税賦課申請

○ 1983年4月20日

調査の開始(告示、利害関係人への通知)

・対象貨物

英式綿番手17～23番手のカード綿糸で生のもの

・対象補助金

(イ) 綿製品輸出に対する補償割戻し制度

(ロ) 財及び役務の輸出に係る所得に関する所得税の減免税制度

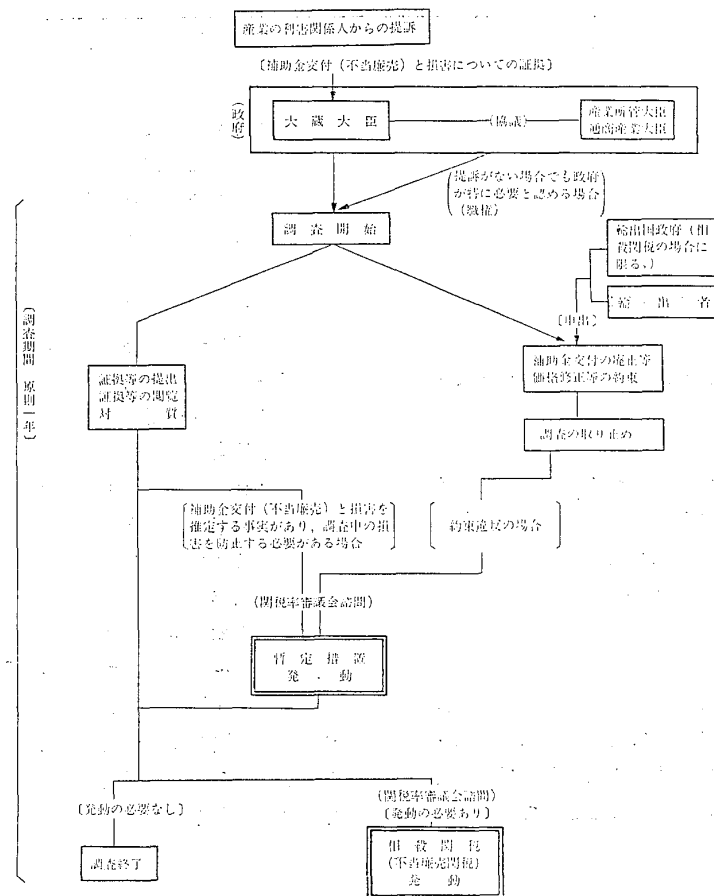
(ハ) 輸出金融制度

○ 1984年2月28日

調査の終了

「調査対象補助金のうち、(イ)及び(ハ)は、調査開始後調査対象貨物について廃止された。また(ロ)は、調査対象貨物の輸入価格に比し僅少である。」として相殺関税を賦課しないこととして調査終了。

(参考2) 特殊関税制度の発動手続 (相殺関税及び不当廉売関税の場合)



- (注) 1. 暫定措置が適用された場合には、補助金（ダンピング）の額に相当する担保の提供が必要とされる。
 (期間一相殺関税4ヵ月、不当廉売関税6ヵ月)
2. 暫定措置が適用された貨物については、相殺関税（不当廉売関税）を遡及して課すことができる。
3. 調査の開始、終了等については、利害関係者に通知するとともに官報に告示する。
4. 相殺関税については、協定上、調査の開始前及び調査期間中において、関係輸出国に対して協議のための適当な機会を与えなければならないことになっている。

(参考3) 米国・ECの相殺関税，不当廉売関税調査・発動事例

区 分		相 殺 関 税								不 当 廉 売 関 税							
		1980年		1981		1982		1983		1980年		1981		1982		1983	
		上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下
米 国	1. 調査開始	5	5	2	11	81	32	6	13	10	9	4	8	43	17	21	26
	2. 具体的結論	27	5	6	6	25	39	20	8	19	5	5	5	52	12	13	25
	(1) 最終「クロ」決定	3	3	2	0	9	18	7	5	4	1	3	1	48	2	6	16
	(2) 最終「シロ」決定	15	2	1	3	16	6	5	1	15	1	2	3	3	1	6	7
	補助金又はダンピングなし	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(3)	(3)	(1)	(2)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(1)	(2)
	損害なし	(13)	(1)	(1)	(3)	(16)	(3)	(2)	(0)	(13)	(1)	(2)	(1)	(3)	(1)	(5)	(5)
	(3) 約束	0	0	3	1	0	0	7	1	0	1	0	0	1	0	1	0
	(4) 申請取下げ	9	0	0	2	0	15	1	1	0	2	0	1	0	9	0	2
E C	1. 調査開始	0	0	0	1	1	2	1	0	3	15	9	23	16	11	8	20
	2. 具体的結論	1	0	0	1	0	0	2	1	14	9	12	7	20	18	21	17
	(1) 最終「クロ」決定	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	3	4	1	1	7	8
	(2) 最終「シロ」決定	1	0	0	0	0	0	0	0	3	3	5	3	2	3	2	1
	補助金又はダンピングなし	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(3)	(2)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)
	損害なし	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(1)	(1)	(2)	(2)	(1)
	(3) 約束	0	0	0	1	0	0	0	0	9	4	4	0	17	14	11	8
	(4) 申請取下げ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

(注) 件数は全てガット事務局への通報ベースでカウント

(資料) GATT Subsidies and Countervailing duties Committee Semi-annual Report

GATT Anti-dumping Committee Semi-annual Report

(2) 韓国産綿糸に対する不当廉売関税問題

- 1982年12月27日

日本紡績協会からの不当廉売関税賦課申請

- 1983年6月17日

韓国，輸出自主規制措置を公告

- 1983年7月11日

日本紡績協会の申請取下げにより終了

フエロシリコン関係

- ノルウエー産及びフランス産フエロシリコンに対する不当廉売関税問題
 - ブラジル産フエロシリコンに対する相殺関税問題

- 1984年3月6日

日本フエロアロイ協会からの賦課申請

- 1984年6月14日

日本フエロアロイ協会の申請取下げにより終了

以上のケースは，いずれも特殊関税の賦課には至らなかったものの，今後，海外からの不公正輸出等によって，国内産業が損害を被る事態が増加してくることも考えられることから，これらの特殊関税制度の運用に対して示唆に富むものであったと言えよう。

(関税局企画課)